

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

自己株式の取得付随費用の損金性と申告減算の可否

《内容》

A社は、自己株式5億円を市場から購入しました。その自己株式の購入に当たっては、証券会社に手続などを委託しましたので、手数料として300万円を支払いました。

この場合、税務上、自己株式の取得付随費用は、どのようになるのでしょうか。また、会計上、自己株式の取得価額に含めた場合の取得付随費用は、申告調整により損金算入が認められますか。

『答』

税務上、自己株式の取得付随費用は損金算入をすることができ、もし、その取得付随費用を自己株式の取得価額に含める会計処理をした場合には、申告調整により損金算入をしてよいものと考えます。

(解説)

1 平成18年度の税制改正により、自己株式は資産として取り扱わないこととされ（法221）、自己株式の取得、保有、処分いずれの局面においても、資本等取引であることが明確化されています。この税制改正に伴い、自己株式の取得付随費用は、損金算入されることになりました（法令8①十八イロ参照）。

この取得付随費用は、自己株式の購入手続を行ってもらおうという役務提供の対価ですから、自己株式を購入してしまえば、その役務提供は終了するので、繰延資産である「自己が便益を受けるために支出する費用」（法令14①六ホ）とは異質のものであり、繰延資産には該当しないものと考えます。

2 また、会計上、会社が取得した自己株式は、取得原価をもって貸借対照表の「純資産の部」の株主資本から控除する処理を行います（企業会計基準委員会「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」7項、8項）。そして、自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用は、損益計算書の営業外費用に計上します（同会計基準14項）。

一方、税務上、自己株式の取得は、資本金等取引である資本金等の額の減少として処理します（法法2十六、22⑤、24①四、法令8①十七、十八）。

3 このように、資本金等の額の減少額とすべき金額は自己株式の取得対価の額そのものであり、自己株式の取得付随費用は、有価証券の取得のために要した費用ではありませんから、発生時に損金算入をすることができます。

4 この自己株式の取得付随費用の損金算入について、損金経理要件や申告要件などはありません。

もし、ご質問のように会計処理上、自己株式の取得付随費用を自己株式の取得価額に含めるとすると、資本金等の額の減少額は5億300万円となります。しかし、これは資本金等取引と損益取引を混同するものであって、適当ではありません。「資本金等の額」が基準になっている制度（みなし配当の額、一般寄附金の損金算入限度額、法人住民税の均等割、事業税の資本割）に影響を与えることとなります。

したがって、ご質問のように、自己株式の取得付随費用をその取得価額に含める会計処理をした場合、その取得付随費用は申告調整により損金算入をしてよいものと考えます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。